

第1条(目的) 子どもの権利が尊重される社会の実現を目指します。

第2条(定義) この条例では、大仙市に関わりのある全ての18歳未満の者を子どもとします。

## ① 3つの基本理念を基に、地域全体で子どもを育てます(第3条)

### (1) 子どもの権利を尊重します(第4条)

#### 子どもの権利とは…

子どもには、自分らしく健やかに成長するために、周りの人たちから大切に守られなければならない、多くの権利があります。この条例では「児童の権利に関する条約※」を基に、大仙市に関わりのある子どもたちが健やかに育つことを願い、次の4つの権利を大切に守るよう定めています。

#### 生きる権利

子どもは、人々から温かく見守られ、健康に過ごすことができます。

#### 守られる権利

子どもは、虐待や体罰、いじめなどの痛みや悩み、不安から守られます。

#### 育つ権利

子どもは、様々な経験を通して、自分らしく育つことができます。

#### 参加する権利

子どもは、自分が関わることにについて、参加することができます。

### (2) 「子どもの最善」を考慮します。

常に「子どもの最善」(子どもにとって最も良いこと)を考えて、子育てに取り組みます。

### (3) 子育てに主体的に取り組みます。

子ども・子育てに関係する全ての人が、それぞれの責務・役割をこなしながら、子育てに取り組みます。

## ② 子ども・子育てに関わる全ての人に責任と役割があります(第5条～第10条)

### 保護者の役割(第6条)

子どもが家庭で安心して過ごすことができるように努めます。子どもの手本となるように、あいさつなどの基本的な生活習慣を示したり、社会のきまりを守ります。子どもの権利を守るための支援を行います。

### 市の責務(第5条)

子ども及び子育て支援に関する施策を推進します。関係者と相談しながら、子育てしやすい環境を整えます。条例の理念を推進する「基本計画」を策定します。子ども条例の内容を知ってもらえるように、お知らせします。

### 学校等関係者の役割(第7条)

子どもが命の大切さを学び、自分及び相手をかけがえのない存在と認識できるよう支援します。子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを進めます。いじめや虐待等が起こらないように気をつけるとともに、万が一起こってしまった場合は、すぐに解決できるようにします。

### 地域住民の役割(第8条)

子どもたちに危険が及ばないよう、安全・安心な地域づくりに努めます。子どもたちが地域行事や体験活動に参加しやすいようにします。大人と子どもの交流が活発に行われるようにします。

### 子どもの役割(第10条)

相手を思いやる気持ちを持ち、相手の権利を尊重します。いじめは絶対にしません。いじめを見つけた場合は、勇気を持って相談します。

### 事業者の役割(第9条)

仕事をしながらでも、子育てに関わりやすいように、休暇を取りやすい職場を目指します。子育てに関わる各種制度の周知に努めます。

## ③ 基本計画を策定し、政策を進めます。(第11条)

### 基本計画

- ・基本計画は定期的に評価し、必要に応じて見直しを行います。
- ・計画の策定、見直しを行った場合は、速やかに公表します。

第12条(委任) この条例の施行に関し必要な事項は別に定めます。